

都市課長

過去に於ては市道認定された所が  
軍用地とされている場合もこれを申し立て  
おろすことが、現在 喜友名の方のジローバ  
ナリ、この側の方から現在中通りの改修工事  
をされている訳であります。この所が市道  
引当線として認定されている所、これが維  
持管理の面、ハハハハ認定してござる所  
で御料をどういたすことをされている訳  
です。

川 養

私が聞いているのは整備権を持っている  
ところの整備士とそれからの富研権を  
持っている市の場合、この道路の富研維  
持というものは誰が負うべきであるかという  
ことです。

都市課長

ハハハ市道の認定された所は市の方で  
富研の方です。

川 養

市が富研権をいっているという事は整備  
権を持っているところの整備士の了解と  
不意思を監視してこそ十分といっている  
のが一方です。

議 事

休憩のしりあ。 (午前11時32分)

再開のしりあ。 (午前11時33分)

建設省報告

報告のしりあがどうかはおからずして、  
今日の視察された中には専用道路は行  
きかたが一つ。

脚 録

今日の議事の中には、この専用地区を市  
道に認定したものは入っておりませんが、過  
去に認定されたものは、縦長のジグザ  
グの形、これはゾーバーから喜友名に通行する  
道路、喜友名に唯一の道路である  
もの、これは専用地区から出て行く、もし  
市道に認定した場合、維持管理は軍  
がやるものでもありましたが、住民の福祉  
社会を重視する立場からは、この条の添付  
の問題より、住民の福祉を考慮する  
が、このように、この関係は、このように  
認められた縦長のジグザグの形、この形は  
この維持管理は当然、喜友名の住民の  
ために市がやるべきである、このように  
付添明のことは、十分考慮してありませ  
ん、このように、過去の認定された  
縦長のジグザグの形。

11 着

認定には結構という。住民福祉の  
ために。ところが、法明にどうあるか。これを  
生私。同じおりのわけでも、おれんは  
おれんらしいおれんは出ている。更に  
備蓄を待つというおれんが当然  
おれんは当然おれんは当然  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは

新訂課金

おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは  
おれんは当然おれんは当然おれんは

11 者

分論部では、維持管理をやるという  
ことについては、分論了解を得る、身元を  
分けるなり、とかが、債権構造を構っている  
こと、身元を分けるなり責任について十分  
な維持管理をやる、やって周囲の住民に  
迷惑をかけるようなことが、あると  
なると、折衝した方がいい。

都市課長

折衝はやりきれない、軍の言い分では  
軍用道路では、軍の言い分では、  
軍として、軍道路の場合には維持  
修繕費も、軍の言い分では、  
軍として、軍道路の場合には維持  
修繕費も、軍の言い分では、  
軍として、軍道路の場合には維持  
修繕費も、軍の言い分では、

11 者

軍用地の中にも、結局市道は  
市設で、軍用地の中にも、  
軍用地の中にも、結局市道は  
市設で、軍用地の中にも、

都市課長

軍用地の中にも、結局市道は  
市設で、軍用地の中にも、  
軍用地の中にも、結局市道は  
市設で、軍用地の中にも、

II 着

此方で外れは多ね、有七集落者外りの  
たかた外れはたかたも軍用地であり、この認定  
有る集落のたかたも十分后継有ると思  
はれており。此方で外れはたかたも軍用地の中  
に在り、住民の希望であり、或は住民福祉  
のために行う所である。有七市各の責任  
を認定しなす。

都新線等

有七 P.Oラインの場合の趣旨が相当違  
なして、航空燃料、この有七関係で私共  
もいかにしては非常に節量認定は有る  
と疑問を持つておる。有七のこの  
件については維持管理は不可能と思へる。

II 着

たかた方は、責任を回避している。どう  
しては那覇のたかたは既に P.Oラインであり、那  
覇市がやめておるがどうかといふけれども同  
レインラインでありながら、たかたも完全  
に維持管理が行なわれており。この  
が宜野湾市にあるとこのたかたのたかたは、  
同様の迷惑をかけることは十分承知しなが  
らも、たかたはこれに対して手を加えぬ。有七  
市の各集落は疑問をもつておる。たかたのたかた  
のたかたはたかたのたかた。これは疑問の家  
地の区域はたかたのたかた。たかたのたかた  
程、有七市が有る軍用地をたかたのたかた

或は住民福祉のために行うべきである  
とすべし。用地権を重視してもその方は  
やれ外は。市道認定をすればそれによ  
り行うべきである。

柳新緑会

今のP.Oラインを引くことも、私も軍関係  
の方からして、塩野浜市の方が工業地帯と  
しての場合はむしろ建っている物件を全部が  
取っ払いかどうかというところの方がごま  
かして色々住民感情とか問題がごまかす  
し、それからP.Oラインについては非常に困難  
視される部分です。

II 着

と言ふことは、そのP.Oラインには市道として  
は基準に届かないという部分。その道路の  
形態からして幅員その他条件をその場  
局に、市道として認定できる性質のもの  
かどうか。基準に届かない部分です。

柳新緑会

基準には届かない部分です。

II 着

届かないという部分は市道として認定してい  
る程度幅員等確保は可能じゃありません。

建設委員会

このほかに議題外で付加のものが、現在  
舗装工事、右のものは、市道認定しければ舗  
装工事、維持管理のこともあれば、その  
ほかのものは、今のところ、市道認定  
のものは、予算が併せてあるから、今の  
ところ、このように、市道を優先的にやるべき  
か、とも思っており、そこで、このように、  
市道を優先的にやるべきか、とも思っており、  
そのほか、このように、市道を優先的にやる  
べきか、とも思っており、そのほか、この  
ように、市道を優先的にやるべきか、とも  
思っており、そのほか、このように、市道  
を優先的にやるべきか、とも思っており、  
そのほか、このように、市道を優先的に  
やるべきか、とも思っており、そのほか、  
このように、市道を優先的にやるべきか、  
とも思っており、そのほか、このように、  
市道を優先的にやるべきか、とも思って  
おります。

川 着

これはよく判り易い。ところが現に軍用地  
用に使われている地帯が市道として其の  
網の目でも十分程度外に地帯の切り出し  
を待つておられるので、各般に於いて道路の  
軍用地に於ける市道として認定されるべきが、  
その点に疑問がある部分がある。その認定  
理由の理由は、軍用地にパイプライン、軍用地に  
用としておられるが、それと同等に扱われるべきが、  
その点に疑問があるという疑問がある  
がね、それがあつた。市道は。

市 路

お話を聞いておられる。一応これは軍用地という  
のは使用権というものを認める方が、使用権  
者が市野津市が市道認定して一応軍用地とは  
おしるべきであらう。或は何か一の場合に於いては  
道路に於いて使用権者がその軍用地で  
おられるが、使用しなさい。その道路に於いて  
は認定されるべき。その認定しては判り易い  
ことであるというところでおられる。これはいいこと  
であつた。お話を聞かされたおられる。

川 着

はい、これは判り易い。ところが現に軍用地  
に於いておられる。市道として認定されておられる  
おられ、よく判り易い。或はそれ、了解の  
ことであつた。修長福祉におられることであつた。軍用地  
に各般に於いておられることであつた。市道として認定して

進んで当面が市が維持管理しているといふこと  
一方が今の説明でござります。これは類  
似しているものの道路が視えたりする。  
これはイナカ、村で皆々いふ人権福祉の立  
場がウチと要綱の旨教しているからである。  
結果として管理をせよ、今市でいふことは  
いふでござります。それから、疑問をもちて  
ござります。

市 長

これはイナカ市道線交点しては、今が  
インラインは相当敷設してござります。地域住  
民のニーズをきいてござります。これは、  
してござります。我々は、これをきいて、  
長野市の予算でござります。で、  
予算、今市で、これをきいて、  
お方部でござります。これが、  
いかに、これは、防衛  
施設庁として、復帰後は、  
の問題は、  
いかに、

市 長

お方部、今市、

市 長

防衛施設庁、  
を、

川 着

その外は今の場合は印しては何かはど  
うもかゝるようではあるが。

市 着

その外は逆道協定で逆道に入っている  
わけである。

川 着

現時点で。

市 着

現時点で何回かこれでもかゝるよう  
にしている。

川 着

印道としての認識は十分である。その外はど  
うもかゝるようではあるが。

市 着

これは何れもかゝる場合、その外はガソリン  
などが通っているからであるが、これは全  
部重量車を通しても大丈夫であるという設備  
を今後は認めるつもりである。これは相当  
大層がかりなことで、直野津市ではどうして  
かゝるからである。

川 着

現時点では十分である。その外はど  
うもかゝるようではあるが。

併成の中にも市道として当然やるべき道路  
が、在りしと私、あると見らる。為て、専網  
に届致してはるべくしておれば、私は  
先づ積極的の認定を以てもらうが、其の維持  
管理をせよ。十分やるも、在りしと見らる  
は、此を一般要請しておらる。

1 審  
建設常任委員会では認定をばつて、其の認定  
のしるが、市道認定基準専網の目的  
に届致した市当局の道路行政の意欲は  
大体認めらるが、この中の路線の振替、  
その中要性、路線の規模の基準、  
専網の中、現在提出された27路線が  
類してはるが、其の意は建設常任  
委員会としてその基準を採用して、  
認定をばつて、其の結論を求めらる  
らる。

建設常任委員会  
幅員、延長等とも見らる。其へ  
んも十分審査の中、認めらるが、延長  
が見らるは、例へばその道路は在りし  
と見らる、其の道路も行はるは、  
其が、この中から通する道路、其の場  
局に延長は見らるは、其の路線は  
其が、其の路線の中、其の  
其が、其の路線の中、其の  
其が、其の路線の中、其の  
其が、其の路線の中、其の



局は在籍申請を上げ、その他の必要の紙  
で通用されたものが、今でこれだけの  
おかげでこれはもうおかげでこのよう  
にして市道認定申請の取組を時期に来た  
ところから検討して取組をすすめる  
に申請してあります。

1 着  
付、おかげで、終了です。

4 着  
市道認定された路線におきまして貨貨  
料を支払っている路線が少なくなりました。  
その分の貨貨料は市道に認定された後の  
借金はどうなりましたか。

建設部は市道  
市道認定の申請の中、申請した場合は  
その区が責任を持って、おかげの問題解  
決はありますというところ、申請が二つあり、  
おかげの区からの申請者は、おかげを十分熟  
知して申請されたこと、おかげは後で  
なりました。

4 着  
この問題は補償はどのようにか  
市道に認定された分の貨貨料を支払うか  
(補償不能)。

建設常任委員長

お話を聞いています。それとておね、この一  
市道認定の第5条の方向道路用地として  
使用されるおそれに関する問題は、お  
ての地区の責任において解決しなければなら  
ないという事項がござります。我々としては  
この地区から申請されているのでござります。  
この市の市道認定にこれという申請者が多  
いというので、この事項を十分熟知して  
提出されたおそれとして解決しております。

川 君

採与の解決の問題でござります。お  
ての地区の責任において解決しなければ  
ならないというものは、買上げ補償の旨  
を聞いています。この土地の単なる道路を認定す  
る場合の了解の責任であるので、或いは  
この市が土地の買上げ補償をして  
るというので、おそれとしてどうも  
解決してまいります。

建設常任委員長

これは買上げのおおは結局、将来に  
は後継の責任、この市も買上げ、お  
お措置をしてあげられるという事、お  
て、予算で市道におそれ地割を  
おそれております。これが  
おそれておそれる問題  
おそれる。おそれる問題  
おそれる。おそれる問題

課している。

II 着

このことは事前の買入れのしやすさ等の  
場合は当然に一部が買入れのしやすさ  
のしやすさの範囲に属する。

建設地委員会

このことは、市道認定済の場合は地主  
の承諾がある。このことは地主向  
てこの土地の取得のしやすさ、土地  
の取得のしやすさ、土地の取得のしやすさ  
として、責任を担うが、このことは  
地主の承諾を以て市に申請が行われる  
ことにより、この土地の取得のしやすさ。

II 着

このことは、限りの範囲内では、  
責任を担う。このことは、  
この土地の取得のしやすさ、土地  
の取得のしやすさ、土地の取得のしやすさ  
として、責任を担う。

建設地委員会

このことは、市道認定済の場合は、  
この土地の取得のしやすさ、土地

都市委員会

このことは、市道認定済の場合は、  
この土地の取得のしやすさ、土地  
の取得のしやすさ、土地の取得のしやすさ  
として、責任を担う。



11 着

入ったの款イナ。

議 長

何かの質疑もあつたのであり、質疑を打ち切りたいと思つたが、公衆議のほうでも。

議 長

公衆議のほうでも、質疑を打ち切り、おのづから委員長の報告も終ります。

議 長

本堂に打つた討論を求めた。

議 長

討論を希望したところだが、公衆議のほうでも。

議 長

公衆議のほうでも、討論を終了したところ、表示は付いた。  
議決番号、直野議場の市道認定について表示は付いた。  
委員長の報告通り認定されたので、公衆議のほうでも。

(公衆議のほう)

議

委員の報告  
通り、議定ありしに決案せられた。

議

白程第8、陳情第17号、嘉数後原並に  
真栄原上茶原一帯の土地については6月13日  
の本会議において建設常化委員会に付託  
してありしが、報告者が参っており、  
本報告書を事務局に提出して朗読せられた。  
この間休憩ありし。

(午後12時4分)

議

再開ありし。

議

建設常化委員会の報告を求めし。

建設常化委員会

陳情第17号、嘉数後原並に真栄原上茶原  
一帯の土地について、建設常化委員会に付託  
してありしに於て、その調査の結果を報告  
せられた。

結果としては、限られた期間内では十分の調査  
がなされたこと、本会議に出席した  
委員の決意はありし。以上報告終了  
あり。

議 事

休憩のし方。(午後12時6分)  
再開のし方。(午後12時8分)

議 事

19日の質疑が二回あった。本会議へ  
返答のし方決定のし方。

議 事

休憩のし方。(午後12時9分)  
再開のし方。(午後12時9分)

議 事

陣情を17日朝野後原並に真実を  
原一帯の土俵に於ては、本陣情の  
成り立ち、建設費の重負の  
方、何れも、  
生じて来る生計の  
方、何れも、  
おのれの意見に  
おのづか。

(果議のし方)

議 事

公議のし方。建設費の重負  
の方、何れも、  
尚、着る方、  
原中の着る方、  
次に議のし方、  
公議のし方、  
おのづか。

議 事

本議のし方。17日朝野後原並に真実を  
原一帯の土俵に於ては、本陣情の  
成り立ち、建設費の重負の  
方、何れも、  
生じて来る生計の  
方、何れも、  
おのれの意見に  
おのづか。

114  
2時より教育委員会関係の議案を審議  
した。思ふ所。

議 長

休憩 - 11分。(午後12時11分)

再開 - 11分。(午後2時10分)

議 長

午後の本会議を閉す。

日程第9号 継続審議中の議案第95号 直野  
津市教育委員会補選条例規則について、日程  
第10号 同以継続審議中の議案第94号 教育  
委員の給与について、日程第11号 同以継続  
審議中の議案第93号 1972年度直野津市  
教育委員会補選条例を再修正するに  
関する。

議 長

休憩 - 11分。(午後2時10分)

再開 - 11分。(午後2時15分)

議 長

三案件に對する質疑を許す。

議 長

休憩 - 11分。(午後2時15分)

再開 - 11分。(午後2時16分)

9 着

午前の本会議は終了。一般庶民の補

正の子算審議をやりなおされる款でござい  
まし。一般会計が教育委員会の予  
算に於いて2,000円の負担金の増額が  
支出されておりました。以上、教育委員会は2,000  
円歳入で賄っておられる款でござい  
まし。支出項目の何れかおたがひがご説明  
願います。

### 教育委員

会計の方から話をしていただきます。

### 支部係

4教1組2日19部。風病児教室の建設  
分担任に充てられておりました。

### 9 審

午前中の一般会計の子算審議の中で、当局  
のご説明にしております。教育委員会の予算  
予備費が削減されて、400円は削った  
十分おたがひが皆おたがひと各委員に  
おたがひでございまして、私、皆おたがひ  
の予備費の補正額を見れば、場合により、2,  
523円の補正減減にしております。400  
円の負担増のけの問題は、おたがひ数字  
の結果おたがひしております。教育委員会は  
2,400円要求したところ、400円  
は予備費でございまして、おたがひは消極的  
におたがひでございまして、結果的に、私  
午前中の当局にも申し上げたように、おたがひ

教育負担金の400億の減らしが台詞に  
も、当初の負担金約400億は減らさ  
ない方針が示された。教育委員会の  
方針として本来の義務教育の教育費とし  
てはこれだけ減らさなければならぬ  
と決めた。当初の計画ではこの方針は  
意味をなさず、むしろ教育費が不足  
する恐れがあった。この点について  
伺う。

教育次長

原案の方針が示された。

9 番

私がお聞きしたのは、この教育費は免  
りなさいと、これは現場に任せても然り  
である。父兄の負担も然りである。  
しかしながら負担金の減額要求は、  
当初の教育負担金を削ってでも、  
削減する方針が示された。これは減  
らす現場の子供達に於いて教育費  
不足が生じないという方針が示され  
た。この方針が示された当初の  
負担金を削るという方針が示された。  
原案に示された一概原案の場合、  
6,000億の赤字金が現存する。こ  
れは教育委員会の方針が示された。  
我々は原案の教育費削減を求めたい。



以下に現存する。此の二つの立場はそれぞれ  
 場居に、我々は自身に責任を負うべきである  
 の。同時に補正するべき審議の場居に、  
 方では本が、後述の方で、当初の基本  
 的の態度がどおへんと変わって行くが、  
 結果として知られるべきである。非常にお  
 かしいので、この二つは一言で、委員会の  
 審議に基いて疑問をもちたいのである。  
 完全に教育費が手続を完了したと  
 いうので、現場においてはしどろ  
 ちろちろである。教育行政の管轄は  
 教育委員会の方で、二つ二つの態度  
 に、現場居は現場に、現場に、  
 支えが来るという。此の二つは  
 既に述べた通りである。

一方、二つ二つの要求は、正式の  
 機関として文書で要求をなすのである。  
 委員会においてあり、同じ市町村内  
 である。法人と法人とである。  
 親しい仲の礼儀的に行う。法人と  
 法人は、正式に文書で要求をなす  
 べき。

教育委員会

正式の文書を出して頂く。

9 着

一方の側で、後述の本が、論議の場居に、  
 誰と誰が、誰と誰で、決めるのか。



いれたい。別にお願いをしないで、次回から  
改定の際には必ず協議をせよ。お礼  
の文は必ずお送りする。

敬告

原部連の方から説明をいいます。

原部連

この件については、原部連の指摘の通り  
説明をいたしておりましたが、同部連の協議を  
申し立てることに伴って協議を申し立て  
した。部の方にお知らせした。これは今年から  
改定の際、改定の方式が変更になっている  
ことですが、委員原部連にはまだその  
詳細がわからず、指示も受けておらず、  
この場合は従来の方式で対応してしま  
うこと。次回からは教育委員として組  
織が変更される。又、改定の際には  
お送りしたいと明言した。このことを  
お知らせする。

9 著

これは説明は逆じやないかと。部の一  
般会話は母語が変っている。この  
お礼をうける。しかし、教育委員会は  
法に違反を犯すことができない。また  
ごめん。これが改定の際には必要では  
ないとお聞きしている。





教育委員会

本局より、今夜は職員4名行っており  
予、列車の職員が、生徒が20名で職員が  
教員が4名、4名の中1人が教頭、3  
名は教諭に任じられており、とてが教諭  
と教頭、旅費の何は旅費、教頭等が通  
りかかると、今夜の場合、20名の生徒と一  
等客の4名が責任をもって、同じ責任で生徒  
を離れる教員は、一かたし、宿泊も乗り物も  
1名と一客とある中で、教頭は1人しか教  
頭はいないが、教頭も同じの比率で  
今夜の場合には支給されるべきかという  
事について委員会で話し合っていること  
である。

8 答

答、随分とこのことについて同委員会の取  
組むこと。

教育委員会

からである。

9 答

しかし、この場合のことは規則に照らして  
行われるが、規則には規定がないから、この  
教育委員会は、このことが情状であるが、これ  
旅費が支給される、同じの比率で支給される  
片一方では7ドル支給される、片一方では6  
支給される、これは規則のありか、一客と一  
客と



お伺いしたいと思っております。

敬請承蒙

ご指摘の点は今後の問題として検討してまいりたいと思っております。

8 着

申しわけなさいですが、所定とした案件に  
対して教員が、解釈の間違いがあることが  
判明いたしました。その旨をお知らせ  
させていただきます。

9 着

現在お取り扱いの1-3号版でございまして  
でございます。当初予算の予算編成がございまして  
月を過ぎますが、それと新しい予算費からの流用  
支出とこの予算の流用は同じと見做すことが  
できるとして、補正予算は編成できなかった  
わけでありましてございまして。その一方で基礎  
におきまして現在、現行会計年度内に当初  
の計画以外の債務負担行状、新しい義務負  
担行状として全部のものが想定され、想定  
されたものが何かが発生してこれをお取り扱いの  
1-3号版でございましてございましてと説明  
をお願しいたいと思っております。全くおかげ  
です。このように想定されたものを  
現在お取り扱いの1-3号版で説明願いたい  
と思っております。おかげです。この  
予算編成でございます。当初の計画1-3号

計画では秀也の計画がこれだとしておられる  
と、これはどうも思ふ所が、現在、皆、その  
中、根本からいって結構でござります。  
おっしゃる通り、結構でござります。これは  
の委員各々が非常に大切なお仕事だと思  
ひます。

### 教育次長

原部長の方からお答へいたします。

### 原部長

教育委員各々が報告申し上げておられるが、  
その中で、これからは第五回中身段に階  
段に、既、過去の設備をいへて、そのお話しは  
おられるが、その後は、次の回数、同じ、  
も、いへておられる。提出した、  
と、この方が、お話しが、お話しは、  
これ、秀也の計画が、これからは、  
ごめいお話し。

### 〇 着

原部長の説明は教育委員各々が、  
お話し。

### 原部長

お話し。

### 〇 着

これ以外に、政府の方の、  
お話し。

ふりかえりもやいてもらいたいので、おついでにこれは  
原形がわかるかと。これは親として今後の予  
算審議の場合も抑えからお願いしてゐる部  
分。

原形係

現在の時点ではそれが出来ておりました。

9 着  
水とでか。

18 着  
旅費の件について、この旅行は唯野浜市の  
中学校生徒と引率旅費、4名と行つたが  
有が、この旅の犬井川筋内は確かに中学生が  
シト付てゐるからと考へられたが。

旅費委員会

有がでか。中学生がでか。

18 着  
有がかり有がでか。生徒20名に対して4名  
の引率者が行かれておりました。ト5名以上は旅  
行中寄振でございまして、有がは先づ一七の  
七名引率者がいらした。有がは旅費が  
有がから生徒等と一緒に行かせる方が  
七の七で行かせるが、有が品有が何一  
有。

教育委員會

委員が何人から4名派遣して... 生徒は20名... 両校から10名... 男7名、女3名... 学校から10名... 派遣して... 是非団体として... 校長が教頭... 学校として... 派遣して... 校長が教頭... 学校として... 派遣して...

議 案

以上の条件に... 質疑を打ち切る... 議案を...

(果議はして時)

議 案

議案を打ち切る... 質疑を...

議 各

議案第95号、宜野湾区教育委員会補助金交付規則について、討論を求めた。

議 各

討論を省略したいとの見解が出た。公衆議に付した。

議 各

公衆議に付した。討論を省略したいと表決に付した。

議案第95号、宜野湾区教育委員会補助金交付規則について、表決に付した。

原案の通り可決することに公衆議に付した。

(公衆議に付した時記)

議 各

公衆議に付した。原案の通り可決することに決意を述べた。

議 各

議案第94号について、討論を求めた。

議 各

討論を省略したいとの見解が出た。公衆議に付した。

議 各

ご異議ありなれば、討論を省略いたし  
して表決に行います。

議案第94号 教育台帳を起すことにより  
を意味に行います。

原案の通り可決することにご異議ご  
ないかと。

(異議なしと叫ぶ)

議 各

ご異議ありなれば、原案通り可決することに  
決定をいたします。

議 各

次に、議案第95号の討論を求めます。

議 各

討論を省略いたしなご異議ごないかと、ご異議  
ごないかと。

(異議なしと叫ぶ)

議 各

ご異議ありなれば、討論を省略いたし  
して表決に行います。

議案第95号、1970年度道庁教育台帳入帳  
補正予算を意味に行います。

原案の通り可決することにご異議ご  
ないかと。

(果議のしと時ふ)

議 号

公果議がかりたれて、原案通り可決の  
ことになった。

議 号

以上のとおりして、第92回道庁議事録  
例案を閉じることになった。  
各時同様に、採算審議を頼み、議  
にかりたつた。  
以上をもちいて閉会になった。

(午後2時57分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるがその内容の正確であることを証するためここに署名する。

昭和  
1977年 7月31日

宜野湾市議会 議長

議事録署名議員

多和田真一 

議事録署名議員

志城正克 